

報告第 6 号

令和元年度岩倉市公共下水道事業会計予算の繰越報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和元年度岩倉市公共下水道事業会計予算繰越計算書について別紙のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 4 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

令和元年度岩倉市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越 額 に 係 る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額	説 明
						国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道工 事等	円 513, 141, 000	円 468, 837, 970	円 44, 303, 030	円 12, 000, 000	円 30, 000, 000	円 2, 303, 030	円 0	円 0	汚水枝線管渠工事（右岸31-5工区）について、地下水位が高く年度内完了が困難となったため。また、汚水取付管設置工事（左岸31-18）について、申請者の要望により年度末に発注する必要があったため。
		支障物件移設 補償費	84, 922, 000	58, 718, 387	26, 203, 613	0	21, 100, 000	5, 103, 613	0	0	岩倉市水道事業が行う水道管移設について、公共下水道工事の繰越しに伴い年度内完了が困難となったため。
		五条川小学校 調整池設置工 事	242, 000, 000	0	242, 000, 000	107, 600, 000	134, 400, 000	0	0	0	五条川小学校調整池設置工事について、地盤条件により掘削埋戻しが予定より延伸し、年度内完了が困難となったため。
合 計			840, 063, 000	527, 556, 357	312, 506, 643	119, 600, 000	185, 500, 000	7, 406, 643	0	0	